

第10回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時：平成25年10月29日（火）午後4時30分開会
場 所：S T V 北二条ビル 6階 A会議室

1. 開 会

○委員長 それでは、予定している委員がまだ何人か来ておりませんが、定刻となり、既に8人以上になっておりますので、これより第10回子どもの権利委員会を開催いたします。

事務局から何か連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の岩佐でございます。

本日、水谷委員、野村委員からは欠席、そして、G委員、高橋委員からは遅参するとの連絡を受けております。

続きまして、資料の確認でございますけれども、本日は資料1から資料4までご用意しております、皆様に事前にご送付しております。

資料がお手元にない方はお知らせ願います。よろしいでしょうか。

なお、資料3についてでございますけれども、36ページの委員名簿について一部差しかえがございまして、テーブルの上に差しかえを置いてございます。最終的なものにつきまして、答申ができ上がったときにその中にはめ込む形にさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

仮に委員名簿でまだ違うというところに気づきましたら、事務局のほうに出していただきたいと思っております。

2. 議 事

○委員長 それでは、これより第10回委員会の議事を進めていきます。

本日の議題ですけれども、案内にありますように、一つは子どもの権利に関する施策の検証、もう一つは子どもに関する実態意識調査の2点であります。

なお、終了時刻は18時30分までとしておりますので、ご協力をよろしく願いたいと思っております。

それでは、審議に入らせていただきます。

まず、1点目の子どもの権利に関する施策の検証ですが、こちらについては、これまでの委員会で議論したものをまとめ、最終的な答申案としたものであります。委員会の中で話し合われた内容を事務局でまとめたものとなっておりますので、簡単に説明を受けたいと思っております。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） それでは、資料3をごらんいただきたいと思っております。

まず、資料の構成につきましてご説明いたしますと、今回は答申案ということで表紙をつけまして、最終的な形に近いものをお示ししているところでございます。

内容については、前回の委員会の中で全体の構成や表現について、もう少しわかりやすく工夫があったほうがよいのではないかというご意見をいただきました。それを踏まえまして、今回、修正させていただいております。

皆様に事前にお送りさせていただいておりました、また、意見や提言の内容に関しましては、おおむねよいのではないかとのことだったと思いますので、資料の構成や表現等の修正点につきまして主にご説明をさせていただきます。

なお、資料3に現在引いてある下線の部分が前回からの主な修正点でございます。

まず、3ページをごらんいただきたいと思います。

前回までは、視点に対し、委員会の中で取り上げた施策の名称があり、それに対する行政としての課題、評価が最初にありました。視点全体に対して、委員会からの課題、評価、最後に提言という形で行っていただきましたけれども、施策一つ一つに対する札幌市の課題、評価なのか、それとも視点全体へのものなのかわかりづらいというご意見をいただいております。

今回は、視点ごとに、まず、札幌市の評価、次に、それぞれの施策に対する委員会の意見を記載し、それらの意見を受けて今回の提言に修正はございませんが、表現については、前後の文脈を省略せずに、なるべくわかりやすい表現となるように修正をしております。

なお、提言の後に、主に個別の施策の名称について注釈を新たに追加し、よりわかりやすくなるよう、工夫をしたところでございます。

3ページから18ページまでが意見の部分でございまして、続いて、19ページは第2期委員会の審議経過、20ページから35ページに、答申に至るまで施策の検証に用いた資料があるとよいのではないかとといった意見も前回出ていたと思いますので、当初、A3判でお渡ししていたものは少し小さくなっておりますが、A4判に縮小して掲載させていただきます。

最後に、36ページに委員名簿、37ページに諮問書という構成となっております。

なお、資料の表紙の裏の「はじめに」の部分につきまして、現在、掲載はいたしていませんけれども、こちらにつきましては、大変お手数ではございますが、委員長にお願いしたいと考えております。

この後、全体を通してご意見をいただきまして、委員会として集まっていただく機会が本日が最後となりますが、本日の意見を踏まえて修正させていただきまして、委員長にいただいた文章を加え、委員名簿も修正しまして、皆様にお送りし、最後は答申書という形でまとめていきたいと考えております。

○委員長 説明をありがとうございました。

それでは、早速、意見交換に移りたいと思います。

質問も含めてご意見がある方はお願いしたいと思いますが、その際、前回の委員会の中では大きな方向性については確認しており、表現や構成等にご意見が多く出ていて、そこは修正していると思いますので、その部分を中心に、もし気づいた点があればお願いしたいと思います。

それでは、どうぞお願いします。

今、事務局のほうからの説明にもありましたけれども、かなり手直しをして、皆さん方

にわかりやすい形になっているかと思います。それでもなお、この点はもっと直したほうがいいということがありましたら、出していただきたいと思います。

○副委員長 質問です。

前回、私は出ることができなかつたので、もしかしたらもう解決されている内容かと思うのですけれども、ちょっと教えてください。

3 ページの札幌市による評価等の文章とその下の意見のところを見ると、例えば、学校などにより認知されたいじめについては、その多くは解決されているが、中には解決まで長い時間がかかったり、不登校になったりする子どもがいるということです。これは、いじめイコール不登校なのかということです。「中には」と書いてあるので、中には解決までに長い時間がかかる、中には不登校になるということを押さえていいと思うのですけれども、いわゆるいじめと関係なく不登校になる子どもは現場としては結構多いという実感があります。そのいわゆるいじめとは関係なく不登校になるお子さんへの対応もこの中に含まれているのかどうかということをお聞きしたいと思います。環境づくりなどの対策等についてお聞きします。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 子ども育成部長の浦屋でございます。

資料の20ページをごらんいただきたいと思います。当時、視点1を検討する際に配付させていただいた資料でございます。

小・中・高のいじめというところから始めさせていただいて、不登校ということで資料の説明をさせていただいたのですが、裏に行ってくださいまして、フリースクールに行かれている方の進学率とか、いじめから不登校ということだけに限らず、当時の議論の中では、それ以外の不登校になった方々への対処についても事務局としては説明をさせていただいたと考えております。

○委員長 事務局でもう少し説明があるのですね。

○事務局（原子どもの権利担当係長） 子どもの権利推進担当係長の原と申します。

5 ページのほうに一応、フリースクール等民間施設に対する財政的支援として、子どもの学びに係る施設ということで紹介はさせてもらっております。フリースクールということで、直接的には不登校と全くイコールというわけではないですが、一応、不登校のセーフティネットということでご紹介させていただいております。

○副委員長 当然、そのあたりは含まれていると思っていました。例えば、不登校に係る原因はさまざまです。いじめというのは、現場の感覚からいうと、本当に少ないです。ほとんどいないと言ってもいいぐらいの数です。ところが、今、不登校が非常に多いです。小学校も当然そうですし、中学校になるともっと多いと私は聞いております。それらのさまざまな原因による不登校に対するサポートは、フリースクールも含めて大事かなという感覚でございましたので、そんなご質問をさせていただいたと受け取っていただければありがたいと思います。

○委員長 それに対して、事務局のほうでつけ加えることはありますか。

特に、現場にいらっしゃる先生でありますから、このあたりの認識という部分は、やはり我々としてしっかり受けとめなければならないのではないかと思います。

○A委員 今、副委員長のご指摘は、結局、いじめと不登校がパックになることによって、その原因と対策についての視野が非常に狭くなってしまうことが課題なわけです。

後半の資料にも同じ表現がありました。中には、解決までに長い期間がかかる場合もあり、継続した取り組みが必要であるとしてしまっ、二つ目のところには不登校児のことを書いてあるという感じにしてはどうかと思います。いじめと不登校をパックにするような表現は非常に誤解を招くので、むしろ外してしまったほうがいじめの対策と不登校の対策という形になると思うのです。

○委員長 そのあたりはもうちょっと工夫したほうがいいですね。

○B委員 いじめイコールになってしまいますからね。委員がおっしゃるのは、ほかにも不登校になる原因があるということと分かれた表現にしないと、不登校イコールいじめとなると、学校側としては現実としてそういうことがないことなのに不登校になってしまうというような表現は工夫したほうがいいと思います。誤解が出てしまいます。

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 教育委員会の檜田です。

今、副委員長からのご指摘は、まさに私どもも同じように考えております。不登校の要因で多いのは、無気力型とか、精神に混乱を来している方とか、複数の方がございます。学校の要因の中の一つに、いじめとか集団不適應とか学習面のおくれということですので、今、委員のご指摘のように、不登校といじめの部分を分けるということは、子ども未来局とも調整させていただくことが可能であれば、そうさせていただければと思います。

○委員長 そのあたりについては、事務局と私のほうで調整して修正する形をとりたいと思います。

○B委員 確認します。今、委員がおっしゃったように、委員長と事務局に委員としても委託しますので、その後、整理して、今の副委員長が言われたことをしっかり表現してください。これは委員としてもお願いしておきます。

あとは、委員長と事務局にお任せする形にして、これで最後ですから、そういうことでおさめたいと私も思います。よろしくお願いします。

○委員長 副委員長、そういうことでよろしいでしょうか。

○副委員長 はい。

○委員長 それでは、ほかにありましたら出してください。

○C委員 先ほどのお話で、この資料の後半についている資料が今回加わったということです。まず、前に使われたときの資料5とか6というのが残っているので気になりました。また、視点とか評価とか意見が載っているものと、資料に関係性があるから載せていると思うのですが、資料のほうに視点1というふうに振って、資料と対応できるようにしたほうがいいと思います。恐らく、この答申書は、これまでの流れを全く知らない人が読むと思うので、資料とのつながりがわかるような構成にしたほうがいいと思います。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 例えば、視点1のものでしたら、次のページの資料5を視点1に付随する資料だとわかるように表示を工夫させていただきたいと思います。

○C委員 ということは、視点1と2の間にその資料が挟まる形になるのですか。それとも、番号だけをつけて資料は後のほうに回す形ですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 視点1、視点2という資料を並べて、その後に付随する資料をまとめるほうがよろしいということでしょうか。

○C委員 複数の視点にかかわるようなものも資料の中にあると思うので、委員会のときに二つの視点を同時に話し合っていて、紙がつながっていたりしている気がするので、この視点についてはこの資料を参照してくださいというものが入っていたら見やすいと思っただけです。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） その点も踏まえて、こちらのほうで検討させていただきます。

○委員長 資料と本編がそれぞれ独立しているものではない、常に関係があるものだというを示すようなとじ方をすることです。

○C委員 資料をもとにして話し合っているので、資料は付録ではなくて大切なものではないかと思います。

○委員長 付録ではないですね。

我々が論文を書くときに、本編に注1とか注2と振って、注1はどういう資料に基づいているかということをやちゃんとあらわすようにしております。そのやり方になるでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

今の段階では、まだ直すチャンスがありますので、気がついたことがありましたら出していただければと思います。

○D委員 9ページと10ページに似たような文章が載っております。「児童虐待に関しては」から始まって、「貧困・親の病気など」とありまして、10ページの枠に囲んであるところに、「DVや貧困など、家庭の問題など関係性も考えて取り組んでいく」と書いてあります。これは、ちょっとした表現ですけれども、9ページでは、DVに黒丸がついて、暴力があるのは貧しいからそういうのにつながっているのではないかというイメージをつけるようで、違和感があります。「貧困・親の病気など」と続けるのでしたら、できれば黒丸ではなくて、点にさせていただきたいと思いました。

10ページの「DVや」というのをとって点にさせていただくなどにしないと、貧しい家庭だからDV、暴力が起こるかのようなイメージに読めて、私はしっくりこないです。

○委員長 直したほうが良いということですか。

今の点について、事務局で何かありましたらどうぞ。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） ほかの委員の方も同じ意見でしたら直したいと

思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長 事務局としては、委員の皆様方の意見をしっかり受けとめながら書きたいということなので、ほかの委員はいかがですか。今のD委員の指摘について、いかがでしょうか。

今、指摘を受けているのは、9ページの4のその他と、10ページの点線で囲ってあるところの一番最後のところです。

○E委員 表現方法は点でも丸でも大丈夫だと思います。言いたいことは、身体的虐待や心理的虐待だけではなくて、ドメスティックバイオレンスとか、貧困問題とか、親の疾病など、広い範囲で家庭の問題も全て関連づけて考えていくという捉えだと思います。そこがそういう捉えになっていけば問題はないと思います。

○委員長 このままでもいいということですね。

F委員、何か言いたいことがありますか。

○F委員 そこに関連づけて考えてほしくないということに配慮したいということとはとてもよくわかります。点でも黒丸でも別なことを表現しているのはわかるのですけれども、難しいですね。

A委員はどうですか。

○A委員 点にしたほうがいいと思います。どなたかお一人でも、ラベリングという問題だと思うのですけれども、これとこれがパックになって感じられるということがあるのであれば、そこは配慮したほうがいいと思います。

そこでもう一つ、単に保護者と子どもの間の問題と考えるというのもわかるのですけれども、単に保護者間の関係ではなくて、家庭環境の問題だと広くそこも関連づけて考えるということですね。そして、どうしたいのかというところは難しい問題だなと思いました。今回はそこまでで、その後にもた考えていく課題なのだなと感じております。

○委員長 ほかに何か意見がある方はいらっしゃいますか。

それでは、気になる方がいらっしゃるようなので、点にしたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 では、そういうことにさせていただきます。

それでは、ほかはいかがでしょう。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、第1点目の議題に関しては、ここで指摘を受けた点が何点かありますので、それらにつきまして修正をさせていただきます、修正をしていただいたものを各委員に送付する形をとって、答申として出したいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 ありがとうございます。

それでは、2点目の議題に移らせていただきます。

子どもに関する実態意識調査について扱います。

こちら、前回、皆様方から幾つか意見をいただいたところです。これに関しては、全て最初から見ていただくこととなりますと時間もかかり、基本的には前回調査との比較をすることで大きな変更はないと思います。前回の意見を踏まえて変更した点、あるいは、今回修正した点があれば、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

こちらの調査票につきましては、前は平成21年度に実施したものを参考としてお渡ししておりました。基本的には、前回からの経年変化を把握することを主な目的としておりまして、大きな変更はできないところですが、前回いただきましたご意見を中心に変更を加えておりますので、主な内容についてご報告をさせていただきます。

まず、全体としてでございますが、各調査票とも、ことし作成した権利ブックのキャラクターを掲載するなど、少し親しみやすくなるようにしております。

また、前回からインターネット環境が大きく異なっているというご意見をいただきましたので、例えば、大人用の4ページの間6の1の6番にラインといった表現を用いており、これについては、その他、子どもの調査票でもスマートフォンやタブレットといった表現等もつけ加えているところでございます。

また、大人用の10ページの間17で、子どもの権利に関する設問がございます。前は、子どもの権利が守られているという表現でございましたが、今回は、「守られ」の後に括弧書きで「(大切にされ)」という表現を加えております。守られているとなりますと、子どもの権利が守られていない事例が一つでもあると守られていないという回答になってしまうことも考えられるということでございます。もちろん、一つであっても子どもの権利が守られていないことがあってはならないものですが、ここでは、札幌市が社会全体で子どもの権利が保障されているまちかどうかを把握したいという設問でございますので、そのニュアンスが少し出るようにしております。

また、間18で、条例の認知度についても表現を少し変更しまして、調査票を受け取った市民が答えやすいものとなるよう、工夫をしております。

こちらにつきましては、子ども用も同じ趣旨の表現に変更をさせていただいております。

続きまして、子ども用の調査票の13歳から18歳までのものをごらんいただきたいと思います。

2ページ目の間3でございますけれども、安心できる場所について、前回の調査では一つだけということでしたが、複数回答がよいのではないかとということでもございましたので、三つまでと変更させていただいております。

また、次の3ページの間5の設問の中に、前はお父さんとお母さんを回答項目で分けておりましたが、前回のご意見を受けまして、こちらはいろいろと議論があったところではございますけれども、お父さん、お母さんとしてございます。いずれも、10から12

歳用についても同様というところがございます。

また、項目で同様のものは少しまとめまして、項目の数を減らし、より答えやすいようにしているところがございます。

先ほど申し上げましたとおり、基本的には平成21年度の調査票をもとにしておりまして、大きな変更はしない予定でございます。

本日の意見を踏まえまして、最終的な調査票を作成し、12月末には発送を行いたいと考えております。

○委員長 説明をありがとうございました。

それでは、こちらにつきましても、前回の委員会の意見を盛り込んでいただいておりますので、それでもなおかつご質問等があればいただきたいと思います。

○F委員 大変細かいことで恐縮です。挿絵がとてもいいと思います。しかし、誰なのかという感じなので、名前を小さく入れていただきたいと思います。最初に出てきたときに名前を書いていただくと、その後、ずっと何々君だと思ってしまうので、よろしく願います。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 検討させていただきます。

○副委員長 知識がないので伺います。**というのは、商品名ではないのですね。もし商品名であればそれでもいいかどうか。また、小学生であれば、ゲームで通信ができるので、そういうこともあるなと思いました。

**は商品名ですか。

○G委員 商品名です

○事務局（檜田教育委員会指導担当課長） 教育委員会です。

私どもは、子どもたちへのインターネットの指導の中では、無料通信アプリという言い方をしています。**はあくまでも商品名ですので、例えば、炭酸飲料と言えわかりませんが、ここに***と載せているようなものなので、それはちょっとまずいと思います。業者としては、決してそれを売りにしているわけではないので、ここは表現を変えて、下のほうに例えばということで載せるのであればいいと思います。表現がなかなか難しいところです。

○委員長 そのあたりは、もうちょっと工夫していただきたいと思います。

○H委員 子ども用の13歳から18歳のアンケート項目の10ページの間23です。

ずっと答えてみると、ここが非常に読み取りにくかったです。守られていないものに丸をつける、否定するものに丸をつけるという回答の仕方です。その前のページは、守られているものを幾つでも選ぶとなっています。丸ですから、普通は肯定的に聞いています。守られていないものにバツ、守られているものに丸だったらわかるのですけれども、これは守られていないものに対して丸となっています。そして、項目を読んでいくと、これはあなた自身がということなのです。本人がということなのです。ですから、ちょっと工夫された表現がよろしいかと感じました。

私はずっと答えてみたのですが、ここは何回読み込んでも気になるのです。そして、設問21まで行くとまた戻って、どちらなのかということになると思いますので、検討していただければと思います。

○委員長 今の点はどうですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長）こちらで少し工夫をさせていただきたいと思います。

○E委員 細かい話なのですが、設問19の知っている相談機関についてです。これは、5番と6番が児童家庭支援センターなのです。前のときは2カ所しかなかったのがこの二つだったので、その後、さらに2カ所が札幌市で設置されています。ですから、どうせ載せるのであれば4カ所全部載せたほうが良いと思います。

○委員長 ふえているということですね。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長）申しわけありません。4カ所全部載せるようにさせていただきます。

○C委員 大人用の4ページの挿絵についてです。挿絵の吹き出しが「子どもたちの話をよく聞かないと…」となっているのですけれども、恐らく、その上の設問を見ると、親が子どもから相談を受けているかどうかという話だと思いのです。これは、先に挿絵を見て、子どもたちの話をよく聞いて設問に答えるのかなと思ったのです。この意識調査は多分、大人用はもし自分の子どもがいれば子どもに聞いて答えるような設問はなかったと思うのですけれども、恐らく大人としての立場で、自分の子どもとか関係なしに答えると思うのです。そうすると、この挿絵の吹き出しは適切なのかと思いました。これだと、話を聞いた上で設問に答えることになって、問7のないという選択肢が減るような気がして、どうなのかと思いました。

○委員長 今、C委員から指摘のあった点はどうですか。

○C委員 ここの最後が「よく聞かないと…」で終わっているのですけれども、よく聞かないといけないねという感じで、相談を受けたほうが良い方向に誘導を図っているような気がするのです。そうすると、問7で子どもから相談を受けたことがない場合に、ないと答えにくいような気がします。設問以外のところで、設問に影響を与えるようなものは余りよくないと思います。

ただ、挿絵があるとか、そこに吹き出しがある分にはいいと思うのですけれども、中身はちょっと考えたほうがいいのかと思います。

相談を受けたほうが受けるべきというか、状況としては大人が子どもから相談を受けているほうがいいと思うのですけれども、「と思う」という段階でないと答えにくいような気がするのです。ただ、客観的に現状を把握する上では、主観を左右するようなものはよくないのではないかと思います。

○委員長 若いほど感性がすぐれていますからね。

○A委員 吹き出しまで要らないと思います。その次のところも、「半分過ぎたよ！次は、

『子どもの権利』についてだよ。」というのは、大人用ですね。これも要らないような感じがします。

もし間があいてあれだったら、どのページにも子どもの権利条例がある、子どもの権利のマークがありますね。そんなものでもおつけになられて、何回も見て、これがマークなのだという程度でいいのかなという気がします。

○委員長 恐らく、この点は事務局が大変努力されたのだと思いますが、大人の部分は要らないのではないかとということですが、事務局のほうで何か一言あるのですね。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 特に意見というわけではないですが、今、子ども・子育て会議のほうでもニーズ調査をやっておりまして、そちらは60問ぐらいになる非常に長いアンケート調査なものですから、最後まで答えてもらえるような工夫をなささいというような意見も出されておりましたところだったものですから、漫画等で気がほぐれるのかどうかは別ですけれども、例えば、ここが中間でもう少しご記入をお願いしますというような考えで、ちょっと安易だったかもしれませんが、事務局で漫画を入れさせていただきました。

○A委員 そこは、あってもいいかもしれないです。

○委員長 少なくとも、先ほどC委員が指摘したところはカットしましょう。

○C委員 今、事務局のほうで答えやすくということがありました。ページに大人用だったら10ページあると思うのですけれども、10分の1とか10分の2とか、印刷の中のプリンターで出したときに上に出るような、全体がつかめるようなものですね。全体のうち、どこまでが半分というものがあつたほうがいいと思います。

半分とわかるようにするのだったら、「半分」と漢字で書けばというような気がします。同じように子ども用の13歳から18歳のほうでも、9ページに「みんなも『子どもの権利』知って笑顔になろう！」とあるのですけれども、知るだけで笑顔になれるのかということです。状況として、子どもの権利が守られて初めて笑顔になれると思うので、吹き出しは工夫をお願いします。

10歳から12歳の子はそんなに違和感はないのですけれども、13歳から18歳のほうも、6ページで、「子どもにとって一番いいことは何かいつも考えてるよ！」と、周りの大人はそうではないと子どもが思い始めたら、違和感を持つのではないかと思います。先ほども言ったとおり、現状を把握するアンケートだと思うので、回答者の主観を左右するようなものはよくないと思います。

○委員長 今、C委員から指摘を受けた点は、もうちょっと考えなければいけないと思うのです。それを考えながら、入れるか、入れないかも含めて、事務局のほうで考えていただいて、私とそのあたりがいいかどうかを最終的に決めたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、ほかにありますでしょうか。

○A委員 先ほど事務局からご説明があつた大人用の10ページの問17です。これは前

回調査では守られている場合が多いということでしたね。前回は「大切にされている」だったのですか。前回は「守られている」だったのですね。今回は、大切にされているに直したいということですか。両方なのですね。わかりました。

多分、前回は守られているだけだったのですね。そちらのほうが厳しい基準になって、今回は、意図せずとも、すごく上がったねという結果が出ると思うのです。しかし、言葉的に上がったのか、実質的に我々の活動の効果が出て上がっているのか、見えにくくなるなどということはあるかもしれません。ただ、広くとろうというご趣旨であれば、それはそれかなと思います。これは、厳しくとり続けるという姿勢もあってもいいのかもしれません。

本当に守られているのか、守られていないのかというところで、昨年の調査をそのまま続けるという一つの選択肢もあるかと思います。

とりあえず、そういうふうに感じました。

○委員長 今のA委員の指摘について、ほかの委員の皆様はどうでしょうか。

○E委員 「(大切にされ)」を括弧づけにするのは、協議した上で入ったのですか。意図的につけ加えたのですか。

○事務局(岩佐子どもの権利推進課長) 先ほども説明の中でお話をさせていただいたのですけれども、守られているとしたときに、一つでも守られていなかったら、多分、守られていないというほうに皆さんはつけられるのではないかと思います。例えば、21の権利があって、そのうち1個でも守られていなかったら、けれども、逆にいうと20は守られているわけですね。そのときに、できる限り皆さんにそこをきちんと評価していただけるようにということで、このような書き方にさせていただいております。

○E委員 逆に、括弧で「(大切にされ)」をつけたほうが何となく見にくいというか、ややこしく感じないですか。僕だと、1個守られていなかったら全部がだめではなくて、おおむねで考えてしまうのです。どちらか一つにしてもいいような気がします。

○事務局(原子子どもの権利担当係長) 一応、前回は守られているとなっています。どうしても、守られているという、外的な要因があったことに対する抵抗という感じがするので、「(大切にされ)」のほうがいいのではないかと思ったのです。ただ、前回は守られていると聞いているので、今回、括弧書きで「(大切にされ)」を入れさせていただいたのです。

○F委員 こういう書き方がされているのを余り目にしません。「(大切にされ)」というのは、不自然です。これであれば、別に段が短いわけではないので、「守られている(大切にされている)」としっかりした文章を後ろの括弧内に書いて、「場合が多い」としてもいいと思います。この設問自体が全部の権利がというふうに聞いているのだと思うと、ちょっと難しいですね。

○G委員 同じ意見です。端的に読みにくいです。

○A委員 読みにくいのと、守られるか大切にしているかは全然違うレベルになります。

大切にしているのは、守られていなくても、気持ち的に大切にしていればいいのです。それを一緒に書くのはすごくトリッキーというか、どちらかに引きずられます。どちらかといえば大切にしている意識にだけ引きずられる、でも、大切にはしているけれども、守られていないということが見えなくなってしまうという問題です。だから、この両論併記で見えにくいことと、一緒のものではないものを一緒にしているような感じがします。

○C委員 前回、守られている、大切にされているという記述がない状態でアンケートをとったと思うのですが、今回の調査は、前回の6年ぐらいの推移を見るためのものだと思うので、全体を通して細かい部分の変更はいいと思うのですが、条例の根幹というか、一番大切な子どもの権利全体を問うている設問の文言を変えるのは、大切にされているというほうが範囲が大きくなると思うのです。ほかの委員がおっしゃったように、範囲が広がってしまう分、守られていると大切にされているでは、大切にされているほうが見かけ上だけ範囲がふえるような気がします。新たに大切にされているという文言は、推移を見るのがメインだとしたら、入れないほうがいいのではないかと思います。

○事務局（松葉調整担当係長） 子どもの権利救済事務局の松葉です。

実は、ここは、私、松葉から権利推進課にアドバイスした部分です。今、C委員がおっしゃったように、前回の調査と同一にするべきということももちろんあります。私は、なぜ大切にされるというアドバイスをしたかということ、権利条例そのものに権利を守るという表現はどこにも出てこないのです。権利条例には権利を尊重するとか、大切にするというニュアンスのことしか書いていないわけです。守るという言葉を使ったときに、一つは、何かを遵守する、法令を守るという意味ですね。それに対する違反というイメージです。もう一つは、尊重する、大切にするという二つの意味が入っている中で、前は守るという表現を使ったのですが、本来的にここで知りたいのは、遵守されているか、一個でも違反があったら守られていないというイメージではなくて、条例で示すところの尊重されている、大切にされているということを知りたいという設問ではないかと思いました。

今回は、前回に比べて、ここで一度変更を加えると、厳密な意味で前回からの連続性に疑問符がつくことはありますけれども、今後、数年後と調査を繰り返していく中で、守るという表現でアンケートをとり続けるのもどうなのかと思いつつ、権利推進課にアドバイスをさせていただいた次第です。

○G委員 子どもの権利は、やっぱり守らなければいけないのではないですか。今のご説明は違和感が非常に強いと思います。

○E委員 守られないから法的な罰則を受けるとかどうということはG委員に詳しく聞かなければいけないのですけれども、権利条例として我々がこれをある程度定めている以上、原則、守ることが基本にあって、我々はこの委員になっていると思うのです。その解釈がちょっと違うのであれば、残念だと思います。

○D委員 私も、これを見て当初参加させていただいてスタートしたときは、守られるとか、守るとか、そのような意識で進んできたような気がします。ここに来て括弧がついて

「(大切にされ)」というのは、そうだったのかなと不思議な気持ちになります。私、個人的には、「守られ」という表現がいいかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

私は、この問題に関して、今まで皆さん方の意見を聞いてもそうですけれども、守ることがすごく大事なのだと考えられますので、この部分は「守られ」のほうがいいのではないかと思います。

○B委員 今、委員長がおっしゃるように、権利というのは、G委員、A委員もそうです。守ることが一つのステータスで、例えば、我々が子どもの権利委員になったのは、E委員もおっしゃるように、守ってあげるとか、あげないとか、アンケートもあるけれども、守ることが基本ではないかと思うのです。

ですから、これは賛成、反対は関係なく、私は守るということを尊重したいと思っています。いろいろな話が頭にありますけれども、簡単に言いますと、守るという表現でやることは子どもの権利は大事ではないかと思います。そこを変えていくと、今後、大切にというと、全て大切にしていって、子どもの権利を本当に守っていくのかというスタンスというか、強さが薄れてしまうと私は思います。

私は、守るということの基本を崩していただきたくないです。

○C委員 根本的に設問が「守られ(大切にされ)ている場合が多い」となっているので、何か一つでも欠けていたら守られているに入らないというのは一理あると思うのですが、守られている場合が多いとなっているので、9割守られていけば、それは1の守られている場合が多いに入ると思うのです。

例えば、100人中1人でも権利侵害というか、いじめを受けていたら、それは全体で見れば小さいことかもしれませんが、その子にとっては重大なことだと思うのです。100人中1人でも、その1人の子にとっては権利によって守られることが重要だと思うのです。大切にされるというのは、守られるから縮小しているわけではないですね。実際に守られていなくても、気持ちの上で大切にしていっていいというふうに向かっていると思うので、大切にされているというのは加えないほうがいいと思います。

○B委員 根幹にかかわる大事なところです。議会でも、条例を制定したときに、恐らく市長も条例制定の説明をしたときに、守られているという表現を使っていると思うのです。ですから、皆さんの意見を聞けば、逆に守っていかなければいけないという結論だと思います。

○委員長 権利という場合には、法的に守ることが大事ですね。

○G委員 ですから、何のために条例をつくったのかという話だと思います。

○委員長 何のためにという場合に、私は、その前段階でいろいろと議論をしたのですけれども、そのときは守るという1点で議論を進めていました。そういう意味でいうと、ここは守る、あるいは守られるという表現が適切かと思います。

ここは守られるという表現一本で行きましょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 では、事務局のほうで「(大切にされ)」のところは削ってください。

ほかにありますでしょうか。

○C委員 アンケートの中身ではなくて、表紙のことです。

大人用と子ども用のどちらもそうですけれども、子ども用では、最初の「札幌市は」から始まる文言が、子どもが安心して暮らし、成長していくことができるまちをみんなで作っていくための決まりとして権利条約があるとなっています。大人用だと、子どもの笑顔があふれるまちを目指して条例が制定されたことになっています。これは、言っている中身がどうしても違うような気がします。大人用だと、子どもが笑っていたらそれでいいのか、安心して暮らしたり成長していくことが笑顔につながると思うのですけれども、逆に笑っていたら果たして安心して暮らしたり成長していくことができるのかということを考えます。同じ中身ではないと思うので、どちらかの文言に合わせたほうが良いような気がします。

○委員長 前のときも大人用と子ども用で違っていましたか。

○事務局(原子どもの権利担当係長) 前回も違っているのですけれども、大人用のほうは、子どもの暮らしと成長発達を市及び市民が一体となって支えていくまちづくりを支えるためということになっています。まちづくりというところで、今回は簡潔にというか、子どもが笑顔でということ、一言であらわしたつもりです。

○委員長 その説明のもとに、部長は何かおっしゃりたいのですね。

○事務局(浦屋子ども育成部長) 今と同じですが、前回の大人用のご協力のお願いでは、5行にわたりまして子どもの権利条例を制定しています。そして、その施策を進めるための計画を策定しています。5行を使って説明していたのですが、長いということで、今回は計画の目標である子どもの「笑顔があふれるまち」という言葉を使って、2行に短くしたというのが実際のところなんです。

○C委員 そうしたら、前回の子どもの用の言葉はどういうものでしたか。

○事務局(浦屋子ども育成部長) 前回の子どもの用のほうは、全く同一の表現になっております。

○C委員 最初に子ども用のほうを読んで長いなと思ったのです。子ども用でも、条例にあるならば、子どもの笑顔があふれるまちをみんなで作っていくためというふうに短くしていいのではないかと思います。短くすることが目的で文言を変えたのならば、子ども用も短くしていいのではないかと思います。

○A委員 大人用の説明は、子どもの笑顔があふれるまちを目指してというところで非常に漠然としてはっきりしません。せっかくアンケートをしていただくのであるから、そのアンケートを通して大人にこの条例の趣旨などを理解していただきたいわけです。子どもの笑顔があふれるまちを目指してという漠然とした表現ではなくて、むしろ私は、18歳までの子ども用の2行をそのまま大人用に使って十分耐え得るのではないかと感じます。

○委員長 ほかの委員もそれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 そうしましたら、子ども用の子どもが安心して暮らし、成長していくことができるまちをみんなで作っていくための決まりとして子どもの権利条例をつくったというものを大人用のところに入れていただきたいと思います。

○事務局(原子どもの権利担当係長) 今のところですけども、大人用では、その下に「新たな計画をつくることとなり」ということで上の文章から続いておりますが、その計画云々は要らないということではよろしいでしょうか。

○A委員 それはあってもいいのではないですか。ちょうど2行、2行だから、このまま進めてということですね。

○事務局(原子どもの権利担当係長) その上の2行だけを交換するということでしょうか。

○委員長 そうですね。それをこちらに入れてください。

○副委員長 子どもの文章の「みんなで」というのは誰のことを指しているのですか。成長していくことができるようなまちをみんなで作っていくというのが、そのまま大人用になると……。

○事務局(岩佐子どもの権利推進課長) 行政だけではなく、市民も一緒にということです。

○D委員 小さなことですけども、10歳から12歳のアンケート用紙の表紙には、子どもの権利のマークがついていないのです。そこにも、こんなにちゃんとしたものをつくったのですから、載せたほうが良いと思います。それから、10歳から12歳の子どもの表紙には載っていないので、統一感があるように、ちゃんと載せたほうが良いと思います。

それから、ご質問ですが、このおじいさんみたいなものは、札幌市の関連している何かのマークなのですか。

○事務局(原子どもの権利担当係長) これは、権利ブックの中に出てくる子どもの権利博士ということで、先ほどご指摘があったように、名前等を載せさせていただきたいと思います。

○D委員 知らない人は知らなかったです。それでしたら、札幌の花でも載せていただけるほうがほっとします。

○事務局(原子どもの権利担当係長) 一応、前回の委員会の意見を受けまして、今回、権利ブックのキャラクターにしたのですが、先ほどの名前について簡単な説明等を載せるということではよろしいでしょうか。

今、D委員からご指摘のあった子どもの権利条例のマークにつきましては、こちらのミスで載せさせていただきたいと思います。

○委員長 それを載せてください。

○C委員 かなり細かい気がするのです。大人用のプライバシーの保護に十分配慮します

というところに、名簿はこの調査以外には使用しませんとなっています。回答した内容がどこかに使われるように、子ども用のほうには回答の結果を個人が特定されないような形で使うとなっています。大人用だけなぜ名簿の話に変わっているのかが気になりました。また、大人用だけ一番上の吹き出しの部分が加わっているのですけれども、初めにこれを見たときに、大人用なのかと思ってしまいました。子どもで入れていないのならば入れないほうが良いと思います。これを見て、言葉は悪いのですが、ふざけているのかと思ってしまいました。表紙の吹き出しも入れないほうが良いような気がします。

○委員長 これは要らないですね。今、C委員が指摘した大人用のところの1ページ目です。おじいさんが「お願いしま〜す！」となっていますけれども、この文言はとってしまうということにいたしましょう。

○C委員 大人用のほうは、名簿はこの調査以外に使用いたしませんとなっているのですが、子ども用のほうでは、回答結果が匿名化されて、使われますとなっております。大人用のほうで名簿の話しかしていなければわかると思うのですが、回答の結果が目的以外に使われるような気がするとか、触れていないことにはちょっと疑問を感じました。この回答の結果をこのように匿名化して使いますというのを大人用のほうにも明確に書いたほうが良いのではないかと思います。

○委員長 今の指摘については、そのようにするというのでよろしいでしょうか。

○事務局（原子どもの権利担当係長） 大人用には、その上のほうに、計画をつくることとなり、その資料として調査を行うということと、最後にも、この調査の結果は資料とさせていただきますと書いています。短くしたいということでこういう書き方にしたのですが、もし長くしたほうが良いということであれば、長くしたいと思います。

○委員長 スペースは確保できますね。

○事務局（原子どもの権利担当係長） 大丈夫です。

○委員長 では、そのようにしてください。

○C委員 質問ですけれども、子ども用の10歳から12歳用は、一番最初がこの調査票をごらんになった保護者の方へになっています。10歳から12歳用のものは、親が聞き取りをして書くものなのですか。それとも、10歳から12歳の子どもが書くものなのでしょうか。

○委員長 本人が書くのですね。

○事務局（原子どもの権利担当係長） 10歳から12歳用の四角の中の三つ目のダイアマークですけれども、本人がお答えくださいと書いてありますので、本人が書くことになります。

○C委員 保護者の方への中に本人が入っています。大人のほうには封筒の宛名の方がとなっているので、お子さんがお答えくださいというふうにしたほうがより伝わるのではないかと思います。

○事務局（原子どもの権利担当係長） ここに書いてあるのは、お子さんに書くように伝

えてくださいということですが、ダイヤモンドの後の「本人が」は誤解を生じるということであれば、ここは直させていただきます。

○委員長 できるだけはっきりさせたほうがよろしいかと思います。

○G委員 やっぱりこだわってしまうのですけれども、子ども用で、札幌市は子どもが安心して暮らし、成長していくことができるまちをみんなで作っていくための決まりの「みんな」というのは、子どもも入るのですか。

今、条例を見ていたのですけれども、第7条第2項ですか、子どもは自分の権利が尊重されるのと同じように他人の権利を尊重しなければならないという条文があります。これを入れるのに賛否両論があったと理解しているのですけれども、「みんな」の中には子どもも入るという趣旨で理解してよろしいのですか。

○事務局（原子どもの権利担当係長） まちをみんなで作っていくという中には、子どもも入っていると考えております。

○G委員 子ども向けのアンケートのお願いですね。では、君たちも努力しなければいけないのだよと読めてしまうのですが、あえて入れる必要があるのかなと思うのです。成長していくことができるまちを作っていくための決まりとしてで足りるのではないかと思います。やはり、第7条第2項については、制定過程でいろいろあったところですから、子どももつくっていかなければならない主体なのだという読まれ方をする人は、子どもがどこまで考えているかというふうに考えてはいけないと思うのです。そここのところの言葉遣いは気をつけたほうが良いと思います。成長していくことができるまちを作っていくための決まりとしてで十分ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長 「みんなで」という文言を外すほうが良いのではないかということですね。

○G委員 このまま入っているということであれば、私自身としてはかなり違和感があります。

○事務局（原子どもの権利担当係長） 子どもの権利の一つとして、参加する権利があって、そこら辺も意識して子どもも含めたみんなでということを書いたと思うのです。逆に、委員会のほうでないほうが良いということであれば修正したいと思います。

○委員長 皆さん、どう思いますか。ほかの方に伺ってみたいと思います。

C委員はどう思いますか。

○C委員 子どもの権利の意見表明権と参加する権利となると、子どもが主体的に権利を行使するという形だと思うのです。子どものいじめだったら、いじめている側に、いじめを受けないで生きる権利が大切だという意識があれば、抑止になるような気がするのです。成立過程はよくわからないのですけれども、条例がみんなでまちを作っていくというのでみんなの中に子どもが入っているということは、ある意味、子どもの権利を守る主体でもあり、行使する主体でもあるような気がします。逆に、「みんなで」を外すと、札幌市が市民は関係なしに行政としてまちづくりをしていくように捉えられるような気がするのです。「みんなで」は入れたほうが良いと思います。

○G委員 C委員がおっしゃったとおり、特に固執するものではないですが、先ほど、市のほうから、みんなで作るということについて子どもの意見表明というお話がありましたけれども、それは間違っていると思います。これは、子どもがきちんと意見表明できる環境を大人がちゃんとつくりなさいということなので、子どもが積極的に意見表明をして、子どもの権利を自分で実現しなさいということではないと思います。そのことだけ意見を言わせていただきます。

○委員長 今、G委員から案が出ましたけれども、それに対してC委員から反論がありますね。

○C委員 私は、去年まで子ども議会の議員をしていたのですけれども、場を与えるというところまでは、子どもの権利条例が主に大人を対象にしていると思うので、子どもの参加する場をつくるという意味では、まちづくりになると思うのです。そこで、みんなでというものが入っていると、権利を行使する主体である権利を持っている子どもという存在がどこかに抜けているような気がします。先ほど言ったのですけれども、「みんなで」を抜くと、市がまちづくりをしているというふうに捉えられるような気がします。

私は、子どもも、義務ではないのですけれども、参加しようということをしなければいけないと思うのです。その場があれば子どもの権利を保障していることになるかといったら、私は違うと思うのです。子どもが参加する場に参加して初めて権利が守られている状況ができると思うので、「みんなで」という言葉があったほうが良いと思います。

○E委員 文言として入れる、入れないというのは確かにあると思います。権利の主体として考えるのならば、子どもたちもまちづくり、権利条例づくりの中に参画していくという意味では、「みんなで」という表現は確かにあったほうが良いと思います。基本的な考え方して、教育委員会、札幌市もそうですが、ずっと出ていて、権利の主体として子どもが積極的に参加していくのではなくて、子どもたちにもそれぞれ義務と責任があることを課すようなイメージを持たせる表現であれば、「みんなで」というのは逆に不要になってくると思うのです。

ですから、この中でいつも話し合いますけれども、いじめのときにピアサポートのことを全面的に出してくるということがあったりします。それは、そこに期待することが本来のいじめ対策なのかということです。先ほど係の方からもありましたが、権利条例の中に守るということについてはどこにも記載されていないということを知ると、どこか逃げ腰な感じが伝わってくるようなイメージを与えるのであれば、逆にマイナスだと思います。ですから、そこは十分共有してもらいたいという思いがあります。

○A委員 今、E委員がおっしゃったように、その意味では、なくても十分に文意が通じるので、ないほうがすっきりすると思います。まずは、子どもたちがそういうことができる環境をつくる、それを守るということであって、そこができて初めて積極的に参加してくださいということになります。最初から子どもたちを巻き込んだ「みんなで」ととられるのであれば、むしろ、ないほうが良いのかなという感じはします。

○G委員 基本的な法律の立てつけとして、難しい言葉では自由権とか社会権という話になってくるのですが、その位置づけですね。そのベクトルがどちらに向いているのかというところがぐらぐらしてしまうと、子どもに義務を課すような条例をつくったのかというふうに聞こえてしまうと思います。そのところは、「みんなで」という言葉を入れるかどうかについてはこれ以上固執しませんけれども、いろいろなご説明の場面で、条例とは何なのだという誤解を受けるようなことはないようにしていただきたいと思います。

○委員長 ほかに、この件でお話したいことはありますか。

F委員は何かありますか。

○F委員 先ほど、広いお部屋だったという権利条例の歴史を委員長にお聞きして、そのころ、大変な注目を浴びて、たくさんの方の傍聴の方がいらした。その中で説得されて、今のこの形をつくってこられて、計画を進めていらっしゃるのに、アンケートの内容は、腰が引けているというか、潔くなくなってきたのが感じられるのは確かに残念だと思います。

とてもいい権利ですから、私がずっと携わって感じているのは、広報などでの周知が全く足りないというところです。そこで腰が引けるようにはならないで、もっと積極的に、自信を持ってアンケートにも挑んでいただきたいし、札幌市が権利条例をつくって、そういう社会を大人がつくっていく、子どもがそれを守られて参加していくというC委員の意見はとてもよくわかります。すばらしいな、深いなと思って聞いていました。でも、ここに「みんなで」が入るのは私もおかしいと思いましたし、もうちょっと積極的にというか、強く出ていいと思います。

○H委員 私も、これはなくても文意は通ると思うので、ないほうに賛成です。

○I委員 「みんなで」が入ると、子どもと一緒に作り上げていくというニュアンスになってしまうのではないかと思うので、なくても伝わるなら、ないほうがいいと思います。

○B委員 問題は、F委員が投げかけたとおりです。行政のスタンス、その形をしっかり持っていれば、それがあろうが、なかろうが、その本質をみんなで考えていけば、僕は文面よりも中身の問題だから、逆に言えば、なくてもいいと思います。

○C委員 2点あります。

先ほど大人用に子ども用の文言を持っていくということがありましたが、そこを「市民」にして、子どもが安心して暮らして成長していくことができるまちを市民みんなでつくっていく決まりとしてとするとあったのですけれども、この流れでいくと、逆に子ども用に入れないのであれば、大人用も「市民」はとるべきだと思います。逆に、市民というと、子どもも札幌市民なわけです。参政権を行使する市民という意味ではなくて、札幌市民という意味では子どもも市民です。そうすると、大人用のほうに「市民」を入れると、子どもも含むので、「みんなで」を削るのであれば「市民」も入れないほうがいいと思います。

私は、「みんなで」を入れる、入れないにかかわらず、子どもの権利条例は、市の努力目標ではなくて、札幌市に住んでいる子どもも含めた全員が守らなければならないことで

はないかと思えます。私は、子ども議会に参加していたり、こういう場に加わっていることもあって、権利を行使しているという意識がすごくあるのです。もう子どもではないのですけれども、子どもの権利条例には、子どもに対する参加しなければいけないという義務はないと思えますが、参加する権利があるということだけは主張したいと思えます。権利は課すものではないのですけれども、子どもにあるというのは。

○D委員 私も2行目の「みんなで」という言葉はなくてもいいと思って見ていました。そして、4行目にこの調査アンケートは皆さんがとまたここで出てくるのですけれども、市民と言い切ってもいいと思って見ていました。

○委員長 これで一通り意見を聞いたかと思えます。全体としてずっと意見を聞いていくと、C委員、「みんなで」は除いていいですか。それにもかかわらず、実際には、参加というところまでは行かないにしても、札幌市全体でまちをつくり上げていくのだという意識を持って……

○C委員 札幌市民というのは……。

○委員長 札幌市民全体でということですか。ということで、全体の意見を聞きまして、「みんなで」という言葉を外すことにしたいと思えます。

それでは、これに時間を大分費やしましたが、非常に問題であったということになります。ほかにどうしてもこの点だけは指摘しておきたいというところはあるのでしょうか。

○C委員 すごくささいなことですが、1月17日は水曜日ではなくて金曜日の気がします。

子ども用の10歳から12歳用が1月15日までになっているので、このまま出すと、すごく混乱を招くのではないかと思えます。

○委員長 これは統一しなければだめですね。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、この議題に関して、皆さんからかなり活発に指摘をしていただきましたので、このアンケートはよりよいものになったのではないかと思えます。皆さん方から出た意見をまとめていって、最終的に調査そのものに関しては事務局にお任せしたいと思えます。

事務局から何か連絡事項はありますか。

○事務局(岩佐子どもの権利推進課長) 今回のご意見を踏まえまして、答申と調査票の修正等をさせていただきたいと思えます。

答申の手交式についてご報告でございます。11月中旬を予定しておりまして、これから委員長と日程を相談させていただきまして、皆様にご連絡をさせていただきたいと思っております。

なお、ご都合のつく方がいらっしゃれば、ご出席をぜひお願いしたいと思っております。

後日、改めて通知をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、話題が少し変わりますけれども、現在、子ども育成部におきまして、新たな子ども施策に係る総合的な計画を策定すべく、事務を進めております。内容といたしましては、昨年11月に制定されました子ども・子育て支援法に基づくもので、子ども・子育て支援新制度への対応を盛り込んだものでございまして、こちらは札幌市子ども・子育て会議で議論されることとなります。こちらの計画と次期の子どもの権利委員会で審議をいただく子どもの権利に関する推進計画、子ども・若者計画などとあわせまして、一体的な計画という形で整理をする予定としております。

今後、次期の委員会でそれぞれの委員会の役割分担も含めまして、詳細を議論していくこととなります。

それでは、本日が今期の委員会の最後になりますので、事務局を代表しまして、子ども育成部長より、一言、ご挨拶をさせていただきます。

○事務局（浦屋子ども育成部長） 子ども育成部長の浦屋でございます。

2年間という任期で委員をお務めいただきまして、大変ありがとうございました。お礼の言葉を申し述べさせていただきたいと思っております。

平成23年12月13日を1回目としまして、10回にわたって熱心にご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。任期としては11月末まででございますが、会議は今回の10回目をもって終わりということでございますので、2年間、委員をお務めいただいたことに対して熱く感謝を申し上げて、ご挨拶とさせていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

○委員長 それでは、今、浦屋部長からもお話がありましたけれども、我々としては、本日をもって第2期の委員会としての活動を終わることとなります。皆様、終わりに当たって、最後に一言ずつ、1分以内で感想などをお話させていただきたいと思っております。

F委員からどうぞ。

○F委員 こういう機会に恵まれてまして、大変勉強になりましたし、最初はとても緊張する会でしたが、委員長のおかげで、皆さんの顔も覚えることができまして、きょうが最後ということをととても寂しく感じております。

皆さん、これからも頑張ってください。応援しております。

○D委員 このような機会を与えていただき、本当にありがとうございました。いろいろ学ぶこともありましたし、とにかく緊張しまして、意見も余り言えなかったような気がします。なぜこんな人を市民委員に選んでしまったのだろうと思われていないだろうかと思いつつながら、これが市民のレベルでもあるのかもしれないという見本に私になったかなと開き直ったりしておりました。

話は変わるのですが、この最後の資料を先週末に送っていただき、ここに参加するまでの間、3日くらいあったのかわかりませんが、私は土・日に出かけていましたので、この資料に目を通す暇がなかったのです。次回の活動をされる方のためにも、最低でも1週間は見ていただきたいと思っております。

2年間、本当にありがとうございました。

○A委員 子どもの権利条例は、制定するまで本当に大変だった条例ですけれども、いい形でスタートし、着実に前に進んでいるなという実感を持たれた委員会だったと思います。

どうもありがとうございました。

○G委員 2年間、どうもありがとうございました。また機会があれば引き続きということになるかもしれませんが、いろいろ頑張っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○H委員 私は、前委員の後任ということで、組織を代表して出させていただきました。組織に戻りましたら、2年間という区切りがはっきりわかりましたので、途中で交代をすることのないように検討していきたいということを組織に伝えたいと思います。

どうもありがとうございました。

○副委員長 2年間、本当にお世話になりました。学校現場の代表でしたので、できるだけ学校の様子をお伝えすることを考えながら参加したつもりですけれども、なかなかそうはいかなかったと反省しているところでございます。

感想として、若い元高校生の新鮮な意見というか、鋭い見方に本当に感心しました。札幌市の小・中・高校の教育は間違っていないぞという自信を感じたところでございます。

本当にありがとうございました。

○B委員 皆さん、2年間、本当にご苦労さまです。

老婆心ながら、行政の皆さんには、答申が出されても、いかに施策、政策に生かせるかということが委員の皆さんにお応えする形だと思いますので、ぜひ皆さんのご意見をこの後の政策に生かせるようにご努力をいただきたいと思います。そのために、私も別な形でご協力をさせていただきます。

ありがとうございました。

○C委員 子ども側の委員だったのですけれども、余り子どもの立場ではなかったような気がして、済みませんでした。

まず、高校2年生から始めて、それまで子ども議会をやっていたのですけれども、本当に市の政策にかかわっていくような場で話し合うことができ、すごくよかったです。

私のように自分の意見をちゃんと言える子は、子ども議会にも多ければ七十数名は集まっているので、すごく厚かましいかもしれませんが、札幌の子どもたちの声をもっと聞いてほしいと思います。私も、機会があれば、こういう場にまた来たいと思います。

○E委員 2年間、お世話になりました。ありがとうございました。

権利条例の第1回制定検討委員会、内田先生が委員長だったときにかかわらせていただいていたので、権利条例については思い入れが非常に強い部分もあります。そんなことで、いろいろと耳障りなことも平気な顔をして言ってしまって、大変迷惑をかけたのではないかと考えています。

この条例ができる過程では、先ほどG委員もお話になられましたけれども、本当に大変

な生みの苦しみがあって、それを育てていく苦しみがある中で、事務局の皆さんは係として本当に一生懸命されていると感心いたしました。

今後も、いろいろな形でお手伝いできればと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○I委員 子どもの権利について、知らないことがたくさんあって、本当にいい勉強をさせていただきました。私にとっては、コミュニケーションの仕方だったり、とてもいい社会勉強になったので、私の中で生かしていけるように頑張りたいと思います。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

○委員長 最後に、私から一言だけ申し上げさせていただきます。

私は、この任期を終えるに当たりまして、委員の皆様方に、一言、お礼を申し上げたいと思います。

どういうことに対してかといいますと、それぞれの委員が委員会に参加するに際しまして、事前に熱心に勉強され、それに基づいて真剣に議論に参加していただいたということに対してであります。とりわけ、高校生委員の皆様方にその思いを強くしております。

おかげで、私は、毎回、交通整理役に徹することができたような気がします。そのせいか、委員会が終わった後、話をしたかったなという思いをいつもしていたのです。

おかげさまで、立派な答申ができそうで、責任ある立場としてとてもうれしく思います。

皆さん、本当にありがとうございました。

最後に、皆さんの子どもの権利委員会の職が終わるわけではありますが、それぞれが各方面で子どもの権利の視点を持って活躍していただければと思います。

3. 閉 会

○委員長 それでは、これをもちまして、第2期の子どもの権利委員会を全て終了といたします。

本当にどうもありがとうございました。

以 上